

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律（スパイ防止法）制定に反対する意見書（案）

現在日本には、国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法など広範囲で公務員の秘密漏洩を防ぐ法律があり、さらに、2013年に制定された特定秘密保護法などがある。

スパイ防止法は、政府の恣意的な運用により、憲法が保障する言論や表現の自由、知る権利をはじめとする国民の基本的人権を侵害し、国民主権、民主主義の基盤を崩壊させかねない極めて危険な内容である。「戦争国家づくり」を本格化させるような法律の制定は許されない。

よって、政府におかれては、スパイ防止法制定を中止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官